

第2回青森地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和6年7月29日（月）午前11時～午後0時3分
- 2 場 所 青森第二合同庁舎1階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	飛 鳥 委 員	石 岡 委 員	中 村 委 員	森 宏 之 委 員	森 理 恵 委 員
	労働者委員	秋 田 谷 委 員	相 馬 委 員	中 野 委 員	野 坂 委 員	保 土 澤 委 員
	使用者委員	小 山 内 委 員	小 野 委 員	小 山 田 委 員	菅 委 員	藤 井 委 員
【事務局】	井 嶋 青森労働局長	上 野 労働基準部長	森 越 賃 金 室 長	木 村 室長補佐	高 山 賃金指導官	

4 開会

(事務局 室長補佐)

定刻になりましたので、ただ今から第2回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されていることを報告いたします。

また、本日の審議会は、公開となっていることから傍聴人の募集公示を行ったところ、8名の方から傍聴の申し込みがなされ、本日傍聴されていることをご報告いたします。それでは、井嶋青森労働局長より挨拶を申し上げます。

(局長)

委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、また、足もとの悪い中、本審議会にご出席いただきありがとうございます。

7月25日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申がなされました。本日は、その内容を伝達させていただきたいと思っております。

答申の詳細につきましては、後ほど、ご説明をいたしますが、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安の金額につきましては、その金額に関し意見の一致をみるに至りませんでした。

そのため、答申としては、公益委員の見解と中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示することとされたところでございます。

公益委員の見解を少し引用させていただきますと、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいとされているところでございます。

しかしながら、全てのランクにおいて同じ引き上げ額の目安50円が示されたことは、地域間格差については、引き続きそれぞれの地方賃金最低審議会に委ねられたとも考え

られるところでございます。

委員の皆様には、大変ご苦勞をおかけすることとなりますが、青森県における令和6年度の地域別最低賃金額の改定額をどうするか、限られた中ではございますが、何卒、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(事務局 室長補佐)

以後の議事進行につきましては、石岡会長をお願いいたします。  
よろしく願いいたします。

(石岡会長)

それでは、会議の次第に沿って進めてまいります。  
本日の議題の「(1) 中央最低賃金審議会における目安の伝達について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

本日は最初に、井嶋局長からお話がありました目安の関係につきまして、中央最低賃金審議会の答申を踏まえた中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージを視聴いただきたいと思います。

準備ができ次第、上映させていただきますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

#### 【藤村中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージを放映】

皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といいますのは、昨年につき2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思っております。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思

います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思えます。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思えます。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思えます。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思えます。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思えます。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思えます。まず、「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっております。前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者に

においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%となっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是

正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク 50円・4.6%、Bランク 50円・5.2%、Cランク 50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思っております。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会では提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思っております。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であ

ることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところがございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

では、引き続きまして、目安の伝達を行わせていただきます。

目安答申文を用意しております。皆様のお手元の別添資料「令和6年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)」という資料の方をご覧くださいと思います。

先ほどの井嶋局長の挨拶にもございましたが、答申について、部分的に読み上げまして、目安の伝達とさせていただきますと思います。

資料1ページに7月25日付けの中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛ての目安について、答申の方をつけております。「記」以下について、読み上げたいと思っております。

「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し、意見の一致をみることに至らなかった。

地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において別紙1-2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、政府の掲げる『成長と分配の好循環』と『賃金と物価の好循環』を実現するためにも、特に地方中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保に繋が

る取組を継続的に実施するよう、政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に事業場内で最も低い基本給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、『賃上げ』を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、生産性向上を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。

加えて、創業、事業承継やM&Aへの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底することに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着される、『構造的な価格転嫁』を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ、事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開、活用を促すことを要望する。

さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらにB to C事業では、相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

いわゆる『年収の壁』を意識せず働くことができるよう、年収の壁支援強化パッケージの活用促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合、年度途中の最低賃金額改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。」

となっております。

次のページ、3ページが別紙1「公益委員見解」になります。こちらにランクごとの表が載っておりますが、A、B、C、全てのランクについて、目安金額は「50円」とされております。

なお、目安答申のポイントにつきましては、先ほどのビデオメッセージの中で一定説明がされております。

ページめくっていただいて、通し番号 26 ページをご覧くださいと思います。26 ページに別紙 2「目安に関する小委員会報告」が載っています。内容等につきましては、先ほどビデオメッセージの方で伝えられているとおりです。

26 ページ、別紙 2 の 1 枚目に、「2 労働者側見解」が載っております。

さらに、次のページに「3 使用者側見解」が載っております。

労働者側見解、使用者側見解のいずれも最後の部分で「不満の意を表明した。」とされております。

次に 28 ページに、「4 意見の不一致」といたしまして、「本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めには至らなかった。」とされております。

その下に「5 公益委員見解及びその取扱い」といたしまして、先ほどビデオメッセージにありました政府への要望等々が付されておりますが、29 ページになりますが、「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については、労使共通の認識であり」としたうえで、以下、各種施策についての要望等が盛り込まれております。

目安の伝達につきましては、以上でございます。

会長、お願いいたします。

(石岡会長)

それでは、ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見等ございませんか。

あるいは、今の段階で意見交換したいことなど。

よろしいですか。

それでは、議題の「2 その他」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

資料の説明をさせていただきます。

先週開催されました 7 月 22 日の第 1 回専門部会の配付資料と重複するものがありますが、ご了解いただきたいと思います。

本日の資料は、会議次第が付いた資料と、今ご説明させていただきました中央の目安についての答申に関する資料のほかに、別冊資料 1、2 を付けさせていただいております。

まず、会議次第が付いた資料をご覧くださいと思います。

会議次第が付いた資料をめくっていただきますと「資料目次」がございます。

資料 No. 1 の 1 ページから 3 ページまでが「青森県における生活保護と最低賃金の比較について」になります。

1 ページには結果の概要、2 ページ目と 3 ページ目が詳細で、計算に至った経緯、計



算式等が載っております。

1 ページの結果につき説明いたします。こちらは、生活保護費の最新データである令和4年度の生活保護の状況と最低賃金を比較して、生活保護と最低賃金の比較を表したものとなります。1 ページに記載がございますが、令和4年度の生活保護の実績でいきますと、合計で96,898円、こちらが青森県の状況になっております。生活保護が96,898円、最低賃金が月額119,639円で差額は月額で22,741円、時間額換算いたしますと、△162円ということで、生活保護費を最低賃金が時間額で162円上回っていたという結果になっております。

こちら、令和4年度の最低賃金で比べておりますので、ご承知のとおり、昨年度、令和5年度に45円の最低賃金の引き上げがございましたので、162円に更に50円が加わりまして、207円、時間額換算で最低賃金の方が生活保護費を上回っているという結果になっております。

引き続き、資料の方、説明させていただきますと、7ページの横表になりますが、こちらは、平成26年度以降の青森県最低賃金の未満率と影響率等のデータとなります。

未満率とは、改正前の最低賃金額を下回っている労働者の割合、影響率とは、最低賃金を改正した場合に最低賃金を下回ることとなる労働者の割合になります。

7ページの下側のグラフは、横軸が賃金額を、縦軸が人数を表しており、令和5年度をご覧いただきますと、「未満率2.5%」とあるのが、令和5年度に改正前の時点で853円、昨年の改正前の最低賃金を下回っていた労働者の割合ということになります。

その右の令和6年度においては、「898円」で「未満率1.8%」とされております。こちらについては、後ほど、詳細を説明いたします。

令和5年度の「影響率」をご覧いただきますと「24.7%」となっており、853円から898円に45円引き上げられた際、最低賃金を下回る影響がある労働者の割合となっております。

資料の8ページから43ページまでは最低賃金決定基準の3要素に関連する資料で主として青森県における3要素に関する資料ということになります。2つだけご紹介しますと、右下のページ数の37ページに資料No.18がございまして、こちらは、あおもり創生パートナーズ株式会社が実施した県内の企業の賃上げ状況に関するアンケート調査となっております。

44ページの資料No.19になりますが、こちらは、月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料となっております。

次に別冊資料1をご覧いただきたいと思っております。「令和6年度最低賃金基礎調査結果（地域別産業賃金適用産業）」という資料になります。こちらの1ページに「最低賃金に関する基礎調査」の「目的」、「調査対象」等々が載っております。「3 調査産業」にこの調査の対象とされた産業が載っており、「4 調査対象事業所」に対象業種ごとの規模が載っております。製造業、新聞業、出版業については100人未満、卸売業・小売業、宿泊業・飲食業、サービス業については、30人未満の事業所を対象にした調査となっております。

2 ページに「7 令和6年度集計事業所数等及び労働者数」ということで、集計数が載っています。この表に「基礎調査集計数」とありまして、事業所数、労働者数、合計がありますが、事業所数で633事業所、労働者数で4,879人について回答をいただき、それを母集団の数に復元して、「総括表」を作る、そういった流れの調査となっております。

真ん中の列に「センサス上の数」とあり、労働者数170,080人となっております、これがセンサス上の母集団の数になります。

ご承知のとおり、青森県の最低賃金の適用労働者は、現在約44万6千人とされておりますけれども、それよりも約17万人というのは当然少ないのですが、こちらの調査対象は全ての業種ではなく、対象となった業種でも労働者数、規模が制限されていることから総括表における対象労働者は約17万人となっております。

4 ページをご覧ください。こちらが「青森県最低賃金引上試算表（令和6年）」であり、基礎調査結果に基づく未満率と、今年度、最低賃金の引き上げによって影響率がどのようになるかの試算表になります。

令和6年においては、「時間額898円」で「未満率1.8%」とありまして、これは令和5年の「未満率2.5%」よりも低くなっております。その右側に引上額、引上率、影響率と記載がございまして、898円、一番上には、引上額、引上率はゼロ、影響率は記載なしですが、1円上がって899円になった場合の影響率は8.0%、さらに901円のところまで下がると、影響率が8.1%から一気に16.9%まで増加するということとなります。すなわち、900円のところに多くの労働者が実際に存在することを表しております。

仮に、今回示された目安のとおり、50円引き上げられた場合でいきますと、5ページに948円の欄がございまして、影響率は27.9%となっております。

字が小さくて申し訳ないのですが、以下に全産業と各産業の総括表が付いております。6ページの横表をご覧くださいと思います。

「総括表（1）、産業：地域別最低賃金対象産業、就業形態：（全て）」とありますが、左上に「時間当たり所定内賃金額」と記載がございまして、その右に「合計」ということでそれぞれの金額が1円刻みになっておりますが、それぞれに対応する労働者数の累計が、要はその金額以下に属する労働者数が示されております。

例えば、現在の青森県最低賃金の898円について、「898円」のところを見ますと、人数は13,672とあります。その下に（8.0）とありまして、この13,672人がこの欄の一番上の170,080人の合計の8%を占めるということになっております。

898円が8.0%で、その下の897円では3,040人となっております、この897円、3,040人は、現在の状態でも最低賃金を下回り、法律違反の状態があるということで、この1.8%が、現時点での未満率を表しております。

ちなみに、現在898円にピッタリ当てはまる労働者が何名いるかということになりますと、こちらの方に記載はございませんが13,672人から、その上の3,040人を引いた数の10,632人となり、この人数が898円のラインの労働者ということになります。

これが総括表の大まかな見方ということになります。

今、ご覧いただいたのは、調査対象になった全産業の全労働者分ですが、他に業種別あるいはパート労働者のみ集計した総括表等が以降相当量に亘り添付されております。

続きまして、別冊資料2をご覧いただきたいと思います。

別冊資料2につきましては、目安に関する小委員会、中央で行われました目安に関する小委員会の資料の第2、3、4、5回分を載せております。

第1回の資料につきましては、7月4日の第1回本審について配付させていただいておりますので、今回は配付しておりません。また、第2、3、4回分につきましては、先週の専門部会の方と全く同じ資料になりますので、必要がない方は、机の上に置いたままにいただければ事務局が回収いたします。

目安に関する小委員会の資料についてですが、専門部会の説明と重複するため、簡単に触れさせていただきたいと思います。

第2回目安に関する小委員会の資料をご覧いただきたいと思います。6ページをご覧ください。これが賃金改定状況調査結果になります。

6ページは「第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」であり、「産業計」の「男女計」について、「賃金上昇率」すなわち昨年6月から今年6月の1年間で賃金がどの程度上昇したかというものになります。Aランクで2.2%、Bランク2.4%、Cランク2.7%、合計で2.3%となっております。先ほどのビデオメッセージの中でも紹介があった部分になります。

8ページの「第4表③」には、昨年6月と今年6月の両方に在籍した方について調査したもので、左上の賃金上昇率を見ますと、先ほどの6ページの表よりも若干高い上昇率が記載されております。

次に19ページをご覧いただきますと、資料No.4「賃金分布に関する資料」ということで、こちらは都道府県別の賃金の分布を、これは、最低賃金基礎調査ではなく、賃金構造基本統計調査を基にグラフ化した分布図ということになっております。

各都道府県の賃金分布を一般労働者、短時間労働者、一般労働者・短時間労働者計の3つの形態がグラフ化されていますが、短時間労働者について、青森県の部分のみ説明させていただきたいと思います。

通し番号の57ページをご覧いただきたいと思います。こちらに秋田、鹿児島、宮崎、青森の賃金分布表が載っております。右下の青森をご覧いただきますと、「青森(C)」とありますが、「C」はCランクを意味しております。賃金分布は、853円のところが一番人数が多いピークということになっております。

853円は、昨年度の最低賃金改正前の金額でございますので、改正前の最低賃金額が一番人数が多かったものとなります。

ちなみに左上の秋田も同じく853円の最低賃金額にピークがあります。

56ページの右上に岩手が載っております。岩手は、当時854円でしたが、ピークは854円ではなく、900円あたりがピークという状況となっております。こちらが短時間労働者の賃金分布ということになっております。

その他の目安に関する小委員会の資料につきましては、説明を省略させていただきます。

す。

もう1つ、先ほどご説明させていただきました目安の答申に関する資料をご覧くださいと思います。目安の答申に関する資料の右下の11ページから別添参考資料といたしまして、中央の目安に関する小委員会で参考にした資料と同じものを2アップ印刷で載せております。

12ページの上に「令和5年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移」が載っておりまして、右端にランクごとの昨年10月から今年6月までの上昇率の平均が載っております。全国が3.2%、Aランク3.0%、Bランク3.2%、Cランク3.5%となっております。

14ページに「消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移」とありまして、昨年10月から今年6月までの平均が5.4%ということで、頻繁に購入する品目についての平均上昇率が5.4%であったことが記載されております。

15ページには、これまでもご説明させていただいておりますが、「連合 春季賃上げ妥結状況」が示されており、令和6年において賃上げ率5.10%、中小4.45%というグラフになります。

16ページには、同じく「経団連 春季賃上げ妥結状況」ということで、大手企業が5.58%、中企業3.92%という結果が示されております。

17ページは、先ほどもご覧いただきました「賃金改定状況調査結果」になっておりますので省略させていただきます。

その他、法人企業統計資料、中小企業庁が公表したフォローアップ調査資料、倒産状況、有効求人倍率などの資料となっております。

資料の説明は以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、何か質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、その他に事務局から何かありますか。

(事務局 賃金室長)

青森県産業別最低賃金審議の日程につきまして、お諮りしたいと考えております。

当日配付資料として、あらかじめ皆様からいただいた日程確認表を基に産別審議の日程の事務局案を作成しております。12月21日の指定発効に向けて調整させていただいたものになります。

委員の皆様には7月24日に既にメールさせていただいておりますが、そちらに一部未定であった会場名を追加した資料になります。日程は同じものになります。

8月9日の第3回本審において、産別最賃の改正の必要性の有無について諮問を行わせていただき、検討小委員会を開催し、9月12日には必要性の有無の答申をいただき

たいと考えております。

その後、産業別の専門部会を開催しまして、10月16日に答申をいただく案とさせていただきます。

つきましては、この日程案について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。  
よろしく願いいたします。

(石岡会長)

この日程案につきまして、何か質問等ございませんか。  
よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

それでは、この日程案のとおり、審議会として開催するという事によろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

ありがとうございます。

それでは、次回は8月5日から第2回専門部会となりますが、産別も含めて、専門部会における金額審議につきましては、公労使3者が集まって議論を行う場面については、公開ということで審議していきたいと思っております。

それから、8月5日の専門部会からの金額審議にあたり、労使双方から、今年度の最低賃金改定の基本的な考え方を伺いたいと思っております。

文章をご用意いただきまして、ご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

その他に何かご意見等、発言はございませんか。  
よろしいでしょうか。

(秋田谷委員)

基本的な考え方に係る文書は、全部で何部作成が必要になりますか。

(事務局 賃金室長)

事前に1部いただければ、事務局が印刷いたします。当日持参であれば、公労使委員分が9名分、プラス事務局分プラス4部をいただければと思います。

また、議事は公開となっておりますが、資料については委員限りではない資料ならば、傍聴人プラスアルファの分をご用意いただければ、ありがたいです。

(石岡会長)

よろしいですか。

(秋田谷委員)

はい。

(石岡会長)

そういうことでお願いします。

その他に事務局から何かありますか。

(事務局 賃金室長)

はい。この度、公益委員の中村委員におかれましては、ご異動のため、青森を離れることとなり、本日の審議会が最後の出席となりますことをご報告させていただきます。

(石岡会長)

それでは、中村委員、最後に一言いただけませんか。

(中村委員)

公益委員の中村でございます。

今年はまだにこれからというところではありますけれども、人事異動のため青森を離れることになりました。

2年間ですけども、大変お世話になりました。

最近、最低賃金の4文字が報道の中でも凄く注目されておまして、まさにこれから審議ということになるかと思っておりますけれども、別な立場になっても、しっかり関心を持っていきたいなと思っております。

後任の者にも引き継いでまいりたいと思っております。

引き続き、どうぞよろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

(石岡会長)

中村委員、ありがとうございました。

また、新しい部署でもご活躍をお祈りいたします。

それでは、本日の審議会は、これにて終了したいと思います。

どうもお疲れ様でした。